

清水町町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、すべての町民が愛着と誇りを持って暮らすことができる清水町の実現を図るため、地域の多様な団体が自ら企画し実施する公共性のある事業や活動に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域の活性化と振興を図ることを目的とする。

(補助の対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、町内に活動拠点を有し、3名以上で構成されており、その過半数が町内に在住若しくは在学している団体又はグループ（以下「団体等」という）とする。

(補助の種類と対象活動)

第3条 補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 実践活動サポート補助金 まちづくり事業を実践するための活動
- (2) まちづくり研修事業補助金 団体から5名以上が参加するまちづくりや郷土愛醸成にかかわる研修活動。ただし、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない団体に限る。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- (1) 申請団体等が従来から行っている事業（別表に掲げる2年目、3年目の事業については除く。）
- (2) 政治的活動及び宗教的活動に関する事業
- (3) 国又は地方公共団体から補助金等を受けている事業

(補助の対象となる経費)

第4条 前条の補助金の対象となる経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実践活動サポート補助金 事業実施に必要な経費とする。ただし、次のいずれかに該当する経費は対象としない。
 - ア 団体等の構成員に対する人件費及び謝礼並びに施設の維持費
 - イ 不動産の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
 - ウ 商品券等の金券の購入代金
 - エ 食料費（専門家、講師等への昼食代等を除く。）
 - オ 備品購入費
 - カ その他町長が不相当と認める経費
- (2) まちづくり研修事業補助金 研修活動に係る次の経費とする。
 - ア 研修先への移動に係る交通費
 - イ 宿泊費（1人当たり1泊上限12,000円とする）
 - ウ 研修先施設の入場料及び拝観料

(補助金の上限額及び交付期間)

第5条 補助金は、1年度単位で実施する補助対象事業に対して交付するものとし、原則1年間のみとする。ただし、同一の目的事業の場合は3年目まで交付することができる。上限額は次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助率	上限額
実践活動サポート補助金	対象経費の3分の2以内	24万円
まちづくり研修事業補助金	対象経費の3分の2以内 (1人当たりの上限額5万円)	30万円

(補助事業の公募)

第6条 町長は、期間を定めて公募するものとする。

(補助申請書等の提出)

第7条 事業を実施しようとする団体等は、清水町町民提案型まちづくり事業補助申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて前条の公募期間内に、町長に申請しなければならない。

(1) 実践活動サポート補助金

ア まちづくり実践活動事業計画書(別記第2-1号様式)

イ まちづくり事業収支予算書(別記第3号様式)

ウ その他町長が必要と認める書類

(2) まちづくり研修事業補助金

ア まちづくり研修事業計画書(別記第2-2号様式)

イ まちづくり事業収支予算書(別記第3号様式)

ウ その他町長が必要と認める書類

(委員会の設置)

第8条 町長は、提案のあった事業を審査するために、清水町町民提案型まちづくり事業審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織等)

第9条 委員会は、町長、副町長、教育長並びに企画課長をもって構成する。

2 委員長は町長を、副委員長は副町長とする。

3 委員長は、委員会を総括するとともに委員会を招集し、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(補助対象事業の選考及び通知)

第10条 町長は、第7条に規定する申請書等を受理したときは、記載内容を審査し、不備がないと認めた場合には、委員会の審査を経なければならない。

2 委員会は、必要に応じて関係課等からの意見を求めることができる。

3 町長は、委員会の意見を聴いて対象事業の承認又は不承認を決定し、清水町町民提案型まちづくり事業承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により通知する。

（補助金の交付申請）

第11条 事業計画の承認を得た団体等が、補助金の交付を受けようとするときは、町長に対し、補助金交付申請書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第12条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金指令書（別記第6号様式）を交付する。

（補助金の支払い）

第13条 補助金の支払いについては原則精算払いとする。ただし町長が特別に認める場合は概算払いを認める。

2 補助金の交付指令を受けた団体等が、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払申請書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請に基づき概算払いをすることを決定したときは、その旨を別記第8号様式により通知するものとする。

（実績報告及び成果報告）

第14条 補助金の交付指令を受けた団体等は、事業が完了した日から、30日以内に清水町町民提案型まちづくり事業実績報告書（別記第9号様式、別記第10-1号様式（別記10-2号様式）及び別記第11-1号様式（別記11-2号様式）を町長に提出しなければならない。

2 団体等は、前項に基づく活動成果を、広く町民に対し報告するものとする。

（補助金の額の確定）

第15条 町長は、前条の報告書を受理したときは、当該書類を審査し、補助事業に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、別記第12号様式による「補助金の確定通知書」を団体等に通知する。

（決定の取り消し等）

第16条 町長は、団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他の不正行為があったとき。

（補助金の返還）

第17条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 町長は、交付団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2 第 5 条の規定は、令和 4 年度に限り次のとおりとする。

補助金は、単年度単位で実施する補助対象事業に対して交付するものとし、上限額及び交付期間は次の表のとおりとする。なお、開町 120 年を記念する事業については、上限額をそれぞれ 50 万円加算する。

補助対象事業	補助率	交付年数・上限額		
		1 年目	2 年目	3 年目
実践活動サポート補助金	対象経費の 10 分の 10 以内	30 万円 (80 万円)	24 万円 (74 万円)	24 万円 (74 万円)

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

